

令和8年度大分県医師修学資金貸与制度のしおり
(総合型選抜地域枠入学生向け)

大 分 県

【大分県医師修学資金貸与制度(総合型選抜地域枠)の概要】

1 目的

医師が不足している県内の地域の病院等において、医師として勤務しようとする意思がある県内出身の医学生に対して、返還免除規定のある修学資金を貸与することで、地域の医師不足の解消を図る。

2 貸与資格

※ 次のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 大分大学医学部医学科総合型選抜地域枠（受験資格等：高等学校又は中等教育学校等を令和6年3月以降に卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者で、大分県内の小学校又は中学校を卒業し、かつ、大分県が指定するへき地医療拠点病院にて実施する体験活動（8月中の連続する3日間実施）を受けた者）により入学し、在学する者であること。
- ② 将来、県の指定する県内のへき地医療拠点病院又はへき地診療所等において医師の業務に従事しようとする者であること。

3 募集人員 13名以内

4 貸与金額

- ① 入学料に相当する額
- ② 授業料に相当する額
- ③ 修学支援金 月額50,000円

5 貸与期間等

(1)貸与期間

貸与契約に定められた月から大学を卒業する日の属する月までの期間とします。

(2)貸与方法

入学料に相当する額は一括して、授業料に相当する額は分割して、修学支援金は毎月貸与します。

※入学料及び授業料の納付は、所定の手続により、各自が行ってください（県が直接納付するものではありません）。

6 勤務義務期間及び返還免除

(1)勤務義務期間

大学卒業後、医師免許を受けた後、キャリア形成プログラム（※1）の対象となり、キャリア形成プログラムに基づき、貸与を受けた2分の3の期間（通常9年間）を各指定医療機関（※2）で勤務します。

（※1）キャリア形成プログラムとは、平成30年7月の医療法の一部改正に伴い規定されたもので、医師不足地域の医師確保と当該地域に派遣される医師のキャリア形成の両立を目的として、卒業後、返還免除のため指定医療機関において勤務する期間（原則貸与期間の2分の3）の就業先や研修先をあらかじめ大まかに定めておくものです。

（※2）指定医療機関とは、大分大学医学部附属病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所のうち、県が指定するものです。

(2)返還免除

次のいずれかに該当したときは、申請により返還の債務を免除します。

- ① （1）の勤務義務期間に達したとき。
- ② 義務履行中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

その他、医師修学資金の貸与を受けた者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得

ない理由により指定医療機関において従事することができなくなったときは返還の債務の全部又は一部が免除される場合があります。

7 勤務する県内の病院又は診療所

キャリア形成プログラムの策定時（卒業後2年目）に地域医療コースか特定診療科コースを選択します。

各コースの勤務パターンは下記のとおりです。

(1) 標準的な勤務パターン(地域医療コース)

- ① 初期臨床研修（卒業後2年間）：大分大学医学部附属病院
- ② 地域勤務（卒業後3～9年目のうち4年間、ただし3年目は必ず地域勤務）：県の指定するへき地医療拠点病院等
- ③ 後期研修（卒業後4～9年目のうち3年間）：大分大学医学部附属病院等

【標準的な勤務パターン（地域医療コース）】

区分	貸与期間						勤務義務期間								
年数	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
大学で6年間 貸与を受けた場合 〔勤務先〕							初期臨床研修 (2年) 〔大分大学医学部 附属病院〕		地域勤務 (1年) 〔へき地医療拠点病院等〕 (入局保留)	後期研修(3年) 〔大学病院等〕					地域勤務(3年) 〔へき地医療拠点病院等〕

(2) 特定診療科コースの勤務パターン

- ① 初期臨床研修（卒業後2年間）：大分大学医学部附属病院
- ② 地域勤務（卒業後3年目と8～9年目の3年間）：県の指定するへき地医療拠点病院等
- ③ 後期研修（卒業後4～7年目の4年間）：大分大学医学部附属病院等

【特定診療科コース】

区分	貸与期間						勤務義務期間								
年数	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	7	8	9
大学で6年間 貸与を受けた場合 〔勤務先〕							初期臨床研修 (2年) 〔大分大学医学部 附属病院〕		地域勤務 (1年) 〔へき地医療拠点病院等〕 (入局保留)	後期研修(4年) 〔大学病院等〕 ※地域の連携施設であっても 地域勤務にカウントしない				地域勤務(2年) 〔へき地医療拠点病院等〕 ※県が配置医療機関を 指定	

※特定診療科は、小児科、産婦人科、救急科、整形外科（令和7年4月現在）

8 留意事項

- ・ 大分県キャリア形成卒前支援プランの適用を受けることになります。
- ・ 勤務先については、本人の希望に配慮しながら専門性の向上と同時に地域医療への貢献ができるよう、県と大学医学部地域医療学センターが連携し調整します。
- ・ 卒業後3年目の1年間は、希望する講座への入局を1年間保留するものとし、全員地域勤務の指定医療機関で当該病院のニーズを踏まえて勤務します。
- ・ 地域勤務の指定医療機関が専門研修プログラムの連携施設である場合は、地域勤務としてカウントしながらも専門研修プログラムの取得をすることができます。
- ・ 地域勤務の指定医療機関に希望する診療科がない場合は、当該病院の指定する診療科で地域勤務を行うことになりますので、最短で専門医の取得ができない場合があります。
- ・ 国の制度見直し等に伴い、勤務義務等が変更する場合があります。

9 貸与契約の解除

修学生が次のいずれかに該当したときは、貸与契約が解除されます。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ その他医師修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

10 修学資金の返還

(1)返還しなければならない場合

次のいずれかに該当したときは、貸与を受けた医師修学資金を、その事由が生じた日から1月以内に、一括して返還しなければなりません。

- ① 上記9により貸与契約が解除されたとき。
- ② 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を受けなかったとき。
- ③ 医師免許を受けた後、直ちに指定医療機関において従事しなかったとき。
- ④ 返還の債務の免除を受ける前に、指定医療機関において従事しなくなったとき。
- ⑤ 業務外の理由により死亡し、又は業務に起因しない心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき。

(2)延滞利息

正当な理由がなく、返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息が課されます。

【医師修学資金貸与に当たっての手続き】

1 大分県による面接の実施

大分大学が実施する大分大学医学部医学科総合型選抜地域枠出願者は、大分県による面接を11月25日（火）に受けることになります。

なお、面接の実施については、大分県より連絡します。

2 従事・離脱要件同意書の提出

上記の出願者は、地域枠従事・離脱要件の同意書を面接時に提出して下さい。

3 医師修学資金の申請

医師修学資金の申請手続きについては、入学した後、地域枠合格者に対し、大分県より連絡します。

【問い合わせ先】

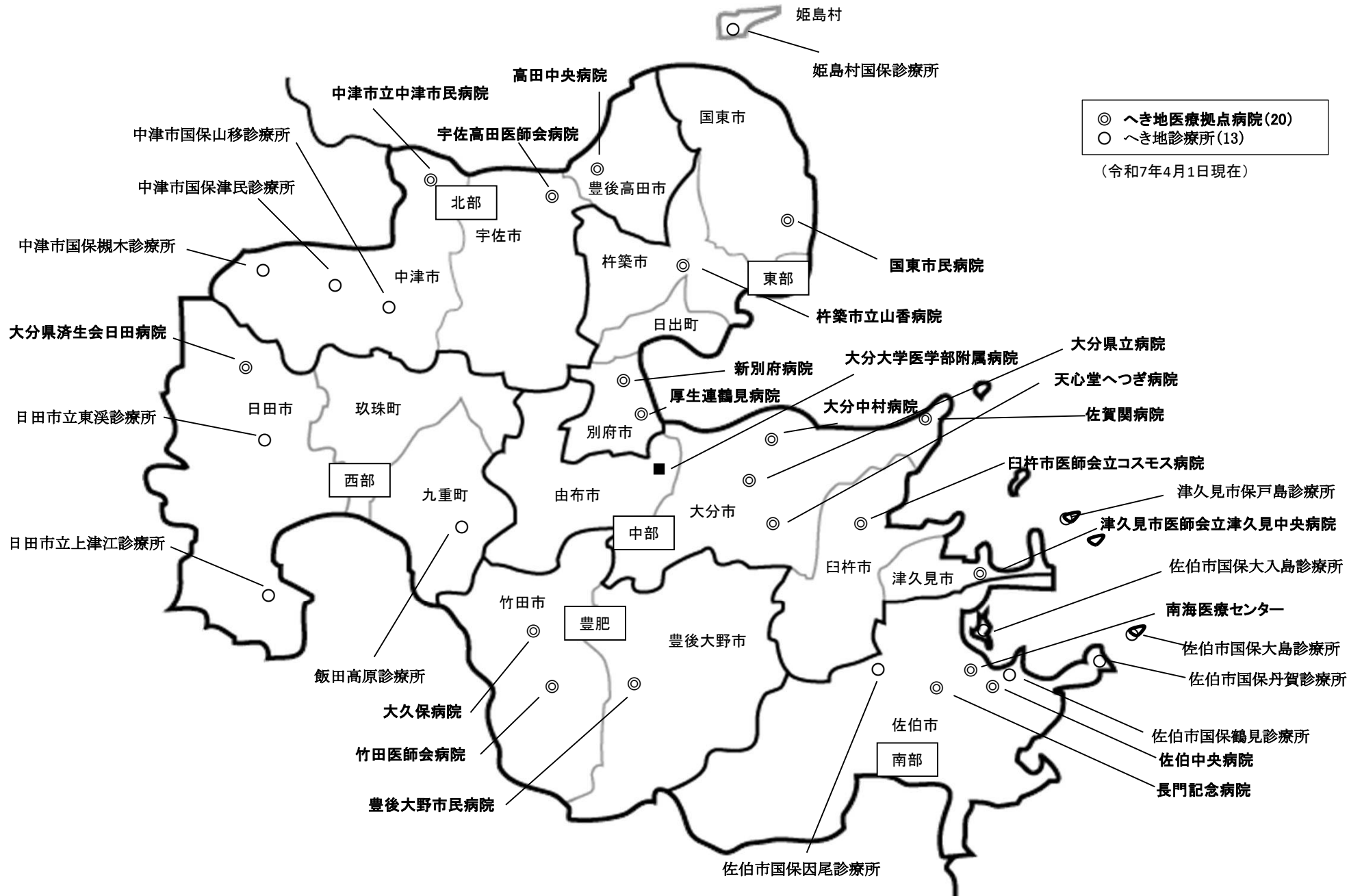
大分県福祉保健部 医療政策課 地域医療推進班

住所：〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話：097-506-2658 FAX：097-506-1734

E-mail：a12620@pref.oita.lg.jp

大分県内の指定医療機関



指定医療機関（初期臨床研修）	
大分大学医学部附属病院	

注 指定医療機関には、上記病院の臨床研修プログラムに基づき研修を行う県内の医療機関を含む。

指定医療機関（後期研修）	
大分大学医学部附属病院	
大分県立病院	
へき地医療拠点病院	新別府病院 大分県厚生連鶴見病院 大分中村病院 へつぎ病院 国東市民病院 杵築市立山香病院 豊後大野市民病院 中津市民病院 南海医療センター 大分県済生会日田病院 臼杵市医師会立コスモス病院 津久見市医師会立津久見中央病院 竹田医師会病院 宇佐高田医師会病院 佐賀関病院 長門記念病院 佐伯中央病院 大久保病院 高田中央病院

注 指定医療機関には、上記各病院の後期研修プログラムに基づき研修を行う県内の医療機関を含む。

指定医療機関（地域勤務）	
へき地医療拠点病院	国東市民病院 杵築市立山香病院 豊後大野市民病院 中津市民病院 南海医療センター 大分県済生会日田病院 臼杵市医師会立コスモス病院 津久見市医師会立津久見中央病院 竹田医師会病院 宇佐高田医師会病院 佐賀関病院 長門記念病院 佐伯中央病院 大久保病院 高田中央病院
市町村が設置するへき地診療所	姫島村国民健康保険診療所 津久見市保戸島診療所 佐伯市国民健康保険因尾診療所 佐伯市国民健康保険鶴見診療所 佐伯市国民健康保険丹賀診療所 佐伯市国民健康保険大島診療所 佐伯市国民健康保険大入島診療所 日田市立上津江診療所 日田市立東溪診療所 九重町飯田高原診療所 中津市国民健康保険山移診療所 中津市国民健康保険津民診療所 中津市国民健康保険槻木診療所

注 地域卒卒業医師の派遣先の調整に支障を来す場合は、二次救急医療を担う病院（大分市・別府市に所在する病院は除く。）を指定医療機関として取り扱うことができるものとする。